

# H30前期 車両系建設機械運転技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 -- <http://www.kyousyu.org> --  
 熊谷教習所 熊谷市三ヶ尻新山 3858-1 TEL 048-532-5781  
 本部 千代田区神田美倉町 10 喜助新神田ビル 3F 34 号室 TEL 03-3254-8404

(初版 H30.1.25 作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、機体重量が3t以上の建設機械の運転は、該当する種類の車両系建設機械運転技能講習を修了した者でなければ、従事できない事が定められております。(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録の教習機関として、整地・運搬・積込み及び掘削用(登録第88号)、解体用(登録第162号)の講習を定期的に開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。 \*整地・運搬・積込み及び掘削用で運転できる機械(安衛法施行令別表第7)

ブルドーザー、モーターグレーダー、トラクターショベル、ざり積機、スクレーパー、スクレブドーザー、パワショベル、ドラグショベル、ドラグライン、クラムシェル、バケット掘削機、トレンチャー、他、省令で定める機械

\*解体用で運転できる機械、ブレーカー・その他厚生労働省令で定める機械

(つかみ機、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機)

(埼玉局登録第88号・162号 教習機関登録更新予定日：平成31年3月30日)

## 1. 日程、定員など

実施回	1(整地)	2(解体)	3(整地)	4(解体)	5(整地)	6(解体)
日程	5月 B 25・28日 E 24～25・ 28～31日	6月 1日	7月 B 4～5日	7月 6日	9月 B 10～11日 E 7・10～14日	9月 15日
開催場所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所
定員	20名	10名	20名	10名	20名	10名

整地、掘削等運転の講習は、受講資格によるコースによって、受講日数が異なります。

## 2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

## 3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件) 整地・運搬・積込み及び掘削用

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	2日	36,210(34,560+1,650)	建設機械施工技術検定の一部
B	2日	41,610(39,960+1,650)	①大特所持者 ②不整地運搬車運転技能講習の修了者 ③運転免許所持、特別教育修了後、業務経験(3t未満)が3ヶ月以上
特B	3日	52,410(50,760+1,650)	*Bコース該当者で、実技をよく練習したい方(実技+1日)
C	3日	47,010(45,360+1,650)	運転免許未所持で、業務経験(3t未満)が6ヶ月
特C	4日	57,810(56,160+1,650)	*Cコース該当者で、実技をよく練習したい方(実技+1日)
D	5日	67,530(65,880+1,650)	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者
E	6日	78,330(76,680+1,650)	未経験者

## 4. 解体用講習(法定5時間+試験)

F(解体)	日程	金額	条件
F	1日	15,440(14,040+1,400)	車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用)運転技能講習を修了した者

\*受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

## 5. 講習科目、時間 全科目受講者については次の通りです。

### ① 整地・運搬・積込み及び掘削用

学科講習	走行装置に関する知識	4時間
	作業装置に関する知識	5時間
	一般的事項に関する知識	3時間
	関係法令	1時間
実技講習	走行の操作	20時間
	作業のための装置操作	5時間

### ② 解体用(平時特例)

学科講習	作業装置に関する知識	2時間
	一般的事項に関する知識	0.5時間
	関係法令	0.5時間
実技講習	作業のための装置の操作	2時間

## 6. 申込方法

受講される日程と人数、コースがお決まりになりましたら、お電話か予約書(Web ページより印刷できます)の FAX で、**受講申請書の送付**をご依頼ください。

申請書到着後、必要事項を記入し、写真(3×4cm)糊付けして、返送お願いします。なお、受講料の納入は指定口座へ事前の振込でお願いします。

**\*各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。**

**\*受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。**

ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

**\*注意 開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。**恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

## 7. その他

- 当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会ですべての技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)
- 20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の1ヶ月程前までにご連絡下さい)

**注:小型車両系建設機械の運転業務経験は、事業者による、以下の証明が必要です。**

- 事業所に3t未満の小型車両系建設機械を所有している事  
(所有している小型車両系建設機械の特定自主検査表の写しによる証明)
- 受講者が小型車両系建設機械特別教育を修了している事
- 事業所の3t未満小型車両系建設機械で3ヶ月以上運転を経験している事

## 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることが出来る者	免除科目
A	①建設業法施行令(昭和31年政令273号)第27条の3に規定する <b>建設機械施工技術検定</b> のうち、1級の技術検定に合格した者で、 <u>実地試験においてトラクター系建設操作施工法、ショベル系建設操作施工法以外を選択した者</u> ②又は上記検定の、2級の技術検定で、昭和48年建設省告示第860号の第4種～第6種までの種別に合格した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</li> <li>運転に必要な一般的事項に関する知識</li> <li>関係法令</li> <li>走行の操作</li> </ul>
B 特B (注1)	①道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の <b>大型特殊自動車免許</b> (カタピラを有する自動車のみ)運転することを免許の条件とするものを除く)を有する者 ②又は同項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ)運転することを免許の条件とするものに限り、かつ <b>3ヶ月以上、3t未満</b> の整地・運搬・積込み及び掘削用か解体用の建設機械運転の業務(鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における当該業務を含む。以下同じ)、もしくは1t未満不整地運搬車の運転の業務に従事した経験を有する者(*注3) ③ <b>不整地運搬車運転技能講習</b> を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</li> <li>走行の操作</li> </ul>
C 特C	<b>6ヶ月以上、3t未満</b> の整地・運搬・積込み及び掘削用か解体用の建設機械運転の業務、もしくは1t未満不整地運搬車の運転の業務に従事した経験を有する者(*注3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行の操作</li> </ul>
D	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</li> </ul>
E	その他の者	なし
F(注2)	①車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者 ② <b>建設機械施工技術検定</b> のうち、Aコースの条件 <u>以外のもの</u> に合格した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>*特例での講習 作業知識:2.0h</li> <li>運転に必要な一般的事項:1.5h</li> <li>関係法令:0.5h</li> <li>作業のための装置の操作:2.0h</li> </ul>

注1:特B、特Cコースは、BCコース対象者で、運転技術に自信のない方、基礎技術をしっかり身につけたい方などのために、実技講習時間を多く取っているコースです。(ともに+5h)

注2:当協会では、車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者等に対する特例講習(Fコース受講料18,000円:法定6h+学科、実技試験)について定期開催はしていません。ご受講希望される方は、熊谷教習所までご相談下さい。

注3:運転業務の経験は、事業者による証明が必要です。

## 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 特例

コース	特例講習を受けることが出来る者	講習科目
解体用講習特例	車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用)運転技能講習を修了した者	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 … 2時間 野田恵、小林貞嗣
	② <b>建設機械施工技術検定</b> のうち、Aコースの条件 <u>以外のもの</u> に合格した者	運転に必要な一般的事項に関する知識 … 30分 野田恵、小林貞嗣  関係法令 … 30分 野田恵、小林貞嗣  作業のための装置の操作 … 2時間 野田恵、小林貞嗣

\*車両系(解体用)の技能講習は上記の特例講習のみ開催しております。

その他条件でのご受講を希望される場合、出張講習(原則20名以上、県内)等に対応しております。コース条件等は、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習に準拠します。(下表詳細等については、熊谷教習所までお問い合わせをお願いいたします。

解体用講習コース